

消費税の増税論議が活発化！

先月の報道で、6月にも予定されております2011年度から2013年度までの中期的な財政運営方針の策定や来年度予算の概算要求づくりなどをめぐり、政府・与党内で消費税増税の是非を巡る発言が相次いだとの報道がされています。



仙谷由人国家戦略相は「今の税収のままなら(財政は)大きな壁にぶち当たる」と指摘され、そのうえで、消費税率の引き上げについて「3年先に掲げて衆院選を戦うのか、もう少し前倒しか」と述べられ、鳩山政権が掲げてきた「衆院議員の任期中の増税封印」の見直しに言及し、菅直人副総理・財務相も増税に前向きな発言をされているようです。

一方これらに対し、平野博文官房長官は「鳩山由紀夫首相は、任期中は消費税の増税はしないと宣言している。選挙の時どうするかなどは時期尚早だ」と不快感を示し、原口一博総務相も「上げないと言いながら、政権を取ったら上げるのはおかしい」と批判し、政府内でも意見はまとまっていないう状況です。ただし、現在の財政状況からいって、方向としては増税は避けられないのではないかと思います。

政府・与党内で消費税増税の是非を巡る発言が相次いでおり、今後の動向に注意が必要です。

また、日本経団連と経済同友会は、民主党に対して具体的な政策提言を公表しています。それによりますと、両団体とも財政再建に向け消費税率の引き上げを主張し、企業の国際競争力の強化には、法人税率の引き下げが必要と訴えています。

つまり、法人税については、具体的に実効税率が世界的に高い水準にあることを踏まえ、現行の約40%から30%まで早期に引き下げ、消費税については、2011年度から段階的に最低10%まで引き上げ、2020年代半ばまでには欧州諸国並みの10%代後半か、それ以上にすべきと訴えており、低所得者には、消費税引き上げで増えた出費の一部を定額で還付するよう提言しました。

また、所得税についても配偶者控除など各種控除の見直しなどで実質的な増税が必要と主張しております。

政財界ともに税制の抜本改革に向けて動き出しており、今後の動向には注意が必要です。



CONTENTS

消費税の増税論議が活性化！	…P.1
平成22年度税制改正について	…P.1
e-TAXの利用状況が公表	…P.2
消費税のしくみを勉強してみましよう	…P.3
雇用保険法改正！保険料は増額に	…P.3
売買契約の基礎知識	…P.4
新卒採用時は奨励金を	…P.5
5月度の税務スケジュール	…P.5
今月の名言録	…P.6
編集後記	…P.6

平成22年度 税制改正について

3月に決議された平成22年度の税制改正ですが、法人課税については「国際競争力の強化」、個人所得課税については「所得再分配機能の回復」などの新たな改革の方針に基づいて、その第1歩を踏み出した内容となっています。ただし、具体的な項目としては、政権交代して間もないことから、平成23年以降に持ち越されているものが多いのが実情です。なお、主な改正項目については下記にて簡単にご案内させていただきますが、詳細は当事務所までお問い合わせください。

法人課税の主な改正項目

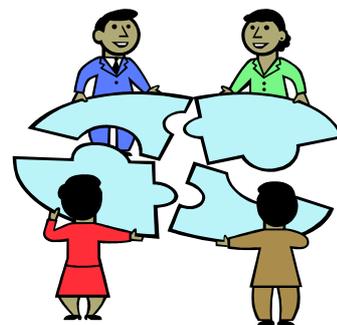
グループ内法人税制の改正

100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益の計上を繰延べることとする等、資本に係る取引等に係る税制を整備



「1人オーナー会社課税制度」の廃止

いわゆる「1人オーナー会社課税制度(特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不参入制度)」が廃止となります。なお、いわゆるオーナー給与に係る課税のあり方について、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重課税」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度改正で検討予定。



個人所得課税の主な改正項目

年少扶養親族に対する扶養控除の廃止

年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)の廃止。

基本方針である「所得控除から手当へ」等の観点から、子供手当の創設とあわせて実施されます。

特定扶養親族に対する扶養控除の見直し

高校の実質無償化に伴い、16歳～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)の廃止。

個人住民税に関する扶養控除の見直し

税体系上の整合性から所得税と同様に、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(33万円)及び16歳～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)の廃止

その他の主な改正項目

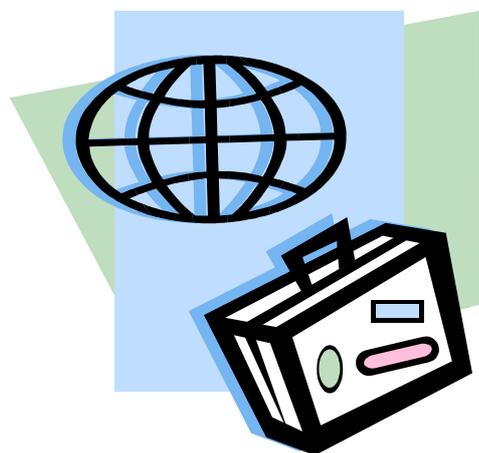
住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置の拡充

小規模宅地等の相続税の課税の特例の見直し

定期金に関する権利の評価方法等の見直し

たばこ税等の税率の引上げ

各種租税特別措置法関連の見直し など



e-TAXの利用状況が公表

当事務所においても、平成19年から取り組んでいる電子申告(e-TAX)ですが、平成21年度の利用状況について公表されました。これは、平成21年度における「国税電子申告・納税システム(e-TAX)」の利用状況をまとめたもので、重点15手続きの利用件数が前年度比116%と順調に増加しているようです。

主な手続きを見ると、もっとも利用件数の多い所得税申告が784万件(前年比128%)、次いで消費税申告(法人)が145万件(同130%)、法定調書が137万件(同127%)、法人税申告が127万件(同130%)、消費税申告(個人)が55万件(同124%)といずれも処理件数は、大きく伸びています。

なお、国税庁では平成25年度までにe-TAXの利用率を3分の2(65%)まで引き上げることを目標と推進活動をしているようです。

		19年度	20年度	21年度	
オンライン利用拡大行動計画の重点15手続	申告	所得税申告①	18.4%	31.1%	39.7%
		法人税申告②	19.6%	37.7%	48.9%
		消費税申告(個人)③	19.0%	29.4%	36.4%
		消費税申告(法人)④	29.5%	56.7%	73.5%
		酒税申告⑤	72.1%	82.1%	87.3%
		印紙税申告⑥	23.8%	52.6%	66.3%
		計(①～⑥)	19.5%	33.8%	43.2%
	法定調書	給与所得の源泉徴収票等⑦	25.4%	43.7%	54.8%
		利子等の支払調書⑧	2.6%	46.1%	64.3%
	申請・届出等	納税証明書交付請求⑨	0.1%	0.5%	0.7%
開始届出書⑩		100.0%	100.0%	100.0%	
重点15手続全体(①～⑩)		23.1%	36.6%	45.4%	
うち先行11手続(②+④+⑤+⑦+⑧+⑩)		37.8%	55.3%	65.9%	

(注) 利用率は、平成20年9月12日決定の「オンライン利用拡大行動計画」に掲げられた年間平均申請件数を分母として算出している。

消費税のしくみを勉強してみましょう！

今回は消費税の中で最も重要な論点である税額控除等について学習してみたいと思います。消費税法において税額控除等とは、次の3つのものをいいます。



1. 仕入れに係る消費税額の控除
2. 売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除
3. 貸倒れに係る消費税額の控除等

この3つの中で最も重要な規定は、「仕入れに係る消費税額の控除」です。

事業者の方にごくごく簡単に消費税の納税額の話をするときに、「預かった消費税額から支払った消費税額を差し引いた金額を国に納めてもらうことになります」と説明します。「ですから消費税で損も得もしないのですよ」と話したりします。しかし、損も得もしない為にはいろいろ前提条件が付くのですが細かい説明は今回省略させていただきます。

話を元に戻します、預かった消費税額から支払った消費税額を差し引くことは、前段階税額控除などと呼ばれることもあるのですが、税の累積を避けるために考えられたものなのです。

消費税は、すべての資産の譲渡等に対し、取引の各段階において課税をし、最終的に消費者に税負担をさせることを予定しているのです。その為、各段階の事業者が仕入れの際に負担した消費税の控除を認めないこととすると、消費税が取引段階ごとに累積し、最終消費者がその累積した消費税を負担することになってしまいます。そこで、事業者が仕入れた際に負担した消費税額を売上げに係る消費税額から控除することによって税の累積を排除しようとしているのです。何となくイメージして頂けたでしょうか？具体的な内容については次回学習します。

雇用保険法改正！保険料は増額に

派遣労働者らの雇用保険加入を促進するための改正雇用保険法が、3月31日の参院本会議で賛成多数で可決、成立され、4月1日に施行されました。

改正法は、雇用保険の加入要件を、「6ヶ月以上」の雇用見込みから「31日以上」に緩和することなどが柱となっています。これにより、数か月の短期契約で働く派遣労働者らが、「雇い止め」の際などに失業給付を受けやすくなります。財源を確保するため、2010年度の保険料率を0.4ポイント引き上げて1.2%とされました。

厚生労働省は、雇用の見込み期間が6ヶ月未満のため、保険に加入できない労働者は約255万人に上りますが、このうちの多くが今回の改正で救済される見通しだとしています。

主な改正点は次のとおりです。

雇用保険の適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6ヶ月以上雇用見込み」を「31日以上雇用見込み」に緩和

未加入扱いの遡及期間の延長

保険料を納付したにもかかわらず手続上の問題により未加入扱いとなった人の遡及期間について、現行の「2年まで」から「2年超」とする。

また、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年(現行)を超えて遡及適用。

雇用保険料率の引き上げ

事業の種類	改定前			改定後		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産・清酒製造の事業	13/1000	8/1000	5/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	18.5/1000	11.5/1000	7/1000



売買契約の基礎知識



マイホームを購入するときの売買契約は、売主と買主が対等の立場で締結するものです。いったん契約書を作成すると、その取引は契約書の記載内容に従って進められ、将来、紛争が生じたときも原則として契約書に基づいて解決されることとなりますから、内容を十分確認してから契約することが大切です。

手付金について理解する

不動産売買契約では、契約締結時に「手付金」と呼ばれる金銭を、買主が売主に支払うことが一般的です。

手付金には、(1)証約手付、(2)解約手付、(3)違約手付の3種類があります。

一般的に、不動産売買契約では、(2)「解約手付」として授受されます。なお、民法でも手付金の性質について特段の定めがない場合には解約手付と推定するとされています。

ただし、解約手付による契約の解除ができるのは、「相手方が履行に着手するまで」とされています。つまり、既に相手方が契約に定められた約束事を実行している場合には、手付けによる解除はできません。

契約を結んだら、簡単に解除できない

特に、不動産売買のように大きな取引を行う場合は、契約は売主と買主の信頼関係の上に成り立つ大事な約束です。そのため、いったん契約を締結すると、一般的には、一方の都合で簡単に契約を解除することはできません。契約の解除には、主に以下のようなものがあります。

項目	内容
手付解除	相手方が契約の履行に着手するまでは、手付金の倍返し、または放棄により契約を解除することができる。
危険負担による解除	天災により物件が毀損した場合に、過大な修復費用がかかるときは、売主は無条件で契約を解除することができる。
契約違反による解除	売主または買主のいずれかが契約に違反した場合、違約金等の支払いにより契約が解除される。
瑕疵担保責任に基づく解除	物件に重大な瑕疵(欠陥など)があった場合に、その瑕疵により契約の目的が達せられない場合は、買主は無条件で契約を解除することができる。
特約による解除 (ローン特約など)	特約の内容に応じて解除することができる。例えば、「ローン特約」の場合なら、買主に落ち度がなくても住宅ローンを受けられなかった場合に、買主は無条件で契約を解除することができる。
合意による解除	当事者の合意に基づく条件で契約を解除することができる。

瑕疵担保(かしたんぱ)責任について理解する

「雨漏り」や「建物本体の白アリ被害」のような物件の欠陥などを「瑕疵」といいます。そのうち、買主が売主から知らされていなかった「瑕疵」を法的には「隠れた瑕疵」といいます。隠れた瑕疵が判明した場合、買主は、売主へ物件の修補損害の賠償を求めることが可能です。また、欠陥などが重大で、住むこともままならない場合などは、契約の解除を求めることもできます。このような、物件の瑕疵に関する売主の責任を法的には「瑕疵担保責任」といいます。

売買契約では、売り主が瑕疵担保責任を負うか否か、負う場合は物件の引き渡しからどのくらいの期間、責任を負うのかなどが取り決められます。ただし、物件の隠れた瑕疵をめぐるトラブルは非常に多いことから、売主は物件の瑕疵について誠実に情報提供をする、買主は十分に物件を確認することで、契約前に瑕疵を明らかにしていくことが重要です。

なお、売買契約に瑕疵担保責任の定めがない場合は、民法の規定に基づきます。民法の規定では、売主の瑕疵担保責任の期間が限定されないことから、一般的に売買契約では、売主が瑕疵担保責任を負う期間を明確にします。また、期間の定めがない場合には、売主が瑕疵担保責任を負うのは、買主が隠れた瑕疵を知ってから1年以内と定められています。

新卒採用時は奨励金を

就職先が未決定の新規学卒者の方を対象に、体験的な雇用機会を設けることにより、就職先の選択肢を広げるとともに、求職者と事業主との相互理解を深め、その後の正規雇用へ移行するための助成金として、平成22年度に限り、「新卒者体験雇用奨励金」が新設されましたのでご案内いたします。

1. 体験雇用事業の対象者

次の、いずれにも該当する者のうち、体験雇用を経ることが適当と安定所長が認める者。

平成21年10月から平成22年9月末までに卒業した者で、雇入開始日現在の満年齢が40歳未満
ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定

2. 受給要件

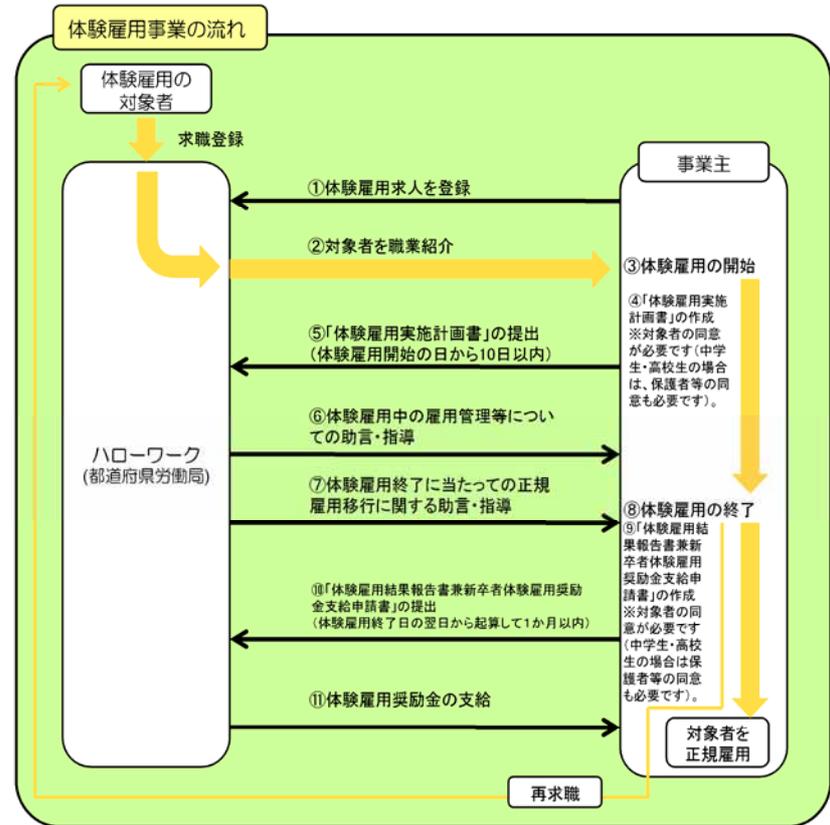
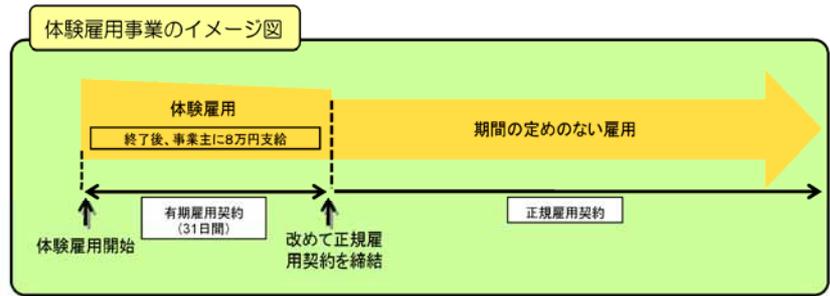
- ハローワークに体験雇用求人登録すること
- ハローワークからの紹介により対象者を雇入れ、31日間の有期雇用の体験を実施すること
- 体験雇用に係る職業紹介を受ける以前にその対象者を雇用する約束をしていないこと
- 体験雇用開始の日から10日以内に「体験雇用実施計画書」の提出(対象者の同意必要)すること

3. 受給額

一人あたり8万円

4. 注意事項

- 体験雇用期間中の賃金、労働時間については実施計画書にあらかじめ定める必要があります。
- 実施計画に定める「正規雇用へ移行するための要件」が対象者が満たした場合は原則、体験終了後正規雇用扱いに移行しなければなりません。



5月度の税務スケジュール

内 容	期 限
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 5月10日(月)
3月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申告期限 5月31日(月)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 5月31日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 5月31日(月)
9月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	申告期限 5月31日(月)
消費税の年税額が400万円超の6月・9月・12月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	申告期限 5月31日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税(1月決算法人は2ヶ月分)	申告期限 5月31日(月)
自動車税の納付	納 期 限 5月中で都道府県の条例で定める日

今月の名言録

積極的な言葉の習慣をつくる

痛くてどうにもしようがない、といって、どうにかしようがあるか。よく考えてごらん。つまらないことだ。

たとえば、時候のようなものも、暑いときでも「暑いなあ、やりきれないなあ」これがいけない。暑い寒いは感覚だからそれはいい悪いとはいわない。「暑いなあ」といったなら、あとにもっと積極的なことをいったらよいではないか。「暑いなあ、余計元気がでるなあ」と。「丸い卵も切りようじゃ四角、ものものいいようじゃ角が立つ」というではないか。ところがあなた方は「ものいえば唇さむし秋の風」で、言っているそばから自分を傷つけ、人を傷つけている。気がつかないから言っているんだろう。

しかし、颯爽滌刺として人生の難路を輝かしく突破して進んでいこうとする者は、どんな場合にも自分の言葉や自分の言語で消極的な表現をして、そして自分の実在意識を通じて自分の生命をそこない、なおかつそれを耳で聞いている他の人の心持ちまで悪くしないようにしよう。その一言一語が自分のみでなく、すべての人々にいい影響を与えるし悪い影響も与える。だから、常に積極的な言葉を使う習慣をつくりなさい。習慣となれば、それはもうたいした努力をする必要はない。常に善良な言葉、勇気ある言葉、お互いの気持ちを傷つけない言葉、お互いに喜びを多く与える言葉を使おう。



(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所)

編集後記

1月に育児休業から復帰して4ヶ月。やっとこの生活にも慣れてきました。いろいろな方にご支援いただき、本当に感謝しています。子供は11ヶ月になりました。毎日保育園で楽しく生活しているようです。

話は変わりますが、最近引越しをしました。

今までは2LDK、リビングもキッチンもお風呂もとても狭く、使い勝手もよくなかったのですが、立地はとてもよく、狭いため掃除がラクという利点もありました。

現在は、4LDK、リビングもキッチンもそれなりに広く、なによりお風呂で足が伸ばせる！！うれしい反面、掃除が大変なんです。とはいっても、お風呂掃除に関しては、主人が担当なんですけど…。

引越は、もちろん業者に頼んで運んでもらったのですが、3月と4月は値段がひどく高いんです。もともと4月2日に引越す予定でしたが、引越業者によると、4月10日までは繁忙料金とのこと。そのため、引越日を延期し、繁忙料金が終わった後に引越すことにしました。引越料金は、なんと4月2日に引越すこととしたときの見積額の半額。料金表なんてあってないようなもんなんですね。

いつまでダンボールに埋もれて生活することになるのやら…。

(松永 裕美)



事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL: 052-331-0135

052-331-0145

FAX: 052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美



大津通
「中京大学文化市民会館北」
交差点からすぐです

